

名 称	能美市子どもの広場遊具等整備事業補助金交付要綱（抜粋）
目 的	子どもの広場の遊具等の整備に関する補助金の交付に関し必要な事項を定める。
<p>(交付基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助は、子どもの広場の遊具等の整備をしようとする町会又は町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行なう。 2. 子どもの広場は、以下の条件を備えているものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) おおむね 100 平方メートル以上であること (2) 今後 5 年以上子どもの広場として利用できること (3) 責任ある管理人を設けていること <p>(事業の種類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新設事業 新規に遊具等を設置する事業（破損した遊具を廃し、再設置含む） 2. 整備事業 遊具等の修繕に関する事業 3. 除却事業 遊具等（危険性のあるものに限る。）の除却に関する事業 4. 点検業務委託事業 遊具等の点検業務委託に関する事業 <p>(補助金額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規事業・・・事業に要した経費の 60%以内。ただし、50 万円を限度額とし、千円未満切捨て。 2. 整備事業・・・事業に要した経費の 60% 以内。ただし、事業費が 5 万円を超えるものを対象事業とする。50 万円を限度額とし、千円未満は切捨て。 3. 除却事業・・・事業に要した経費の 60% 以内。ただし、事業費が 3 万円を超えるものを対象事業とする。50 万円を限度額とし、千円未満は切捨て。 4. 点検業務委託事業・・・事業に要した経費の 60% 以内。ただし、事業費が 3 万円を超えるものを対象事業とする。15 万円を限度額とし、千円未満は切捨て。 <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、教育委員会まなび文化スポーツ課（TEL：58-2272、場所：根上分室 1 階）で担当する。</p> <p>※補助金を受けようとする町会又町内会は、補助事業実施の前年 10 月末までに要望書を提出するものとする。</p>	

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

【URL】

[https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/
offer/offerList_detail?tempSeq=1173](https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1173)

【QRコード】



※平成17年2月1日から施行

※平成30年8月13日改正

※平成31年4月1日改正

※令和5年4月1日改正